

IT活用促進資金

融資制度の概要

資金使途

情報技術の活用の促進を図るために必要な
設備資金および長期運転資金

融資限度額

7億2千万円（特別利率2億7千万円）

貸付期間

設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内）



日本政策金融公庫

中小企業事業

ご融資のイメージ

ご融資のイメージ①（DX 推進指標を活用した設備投資）

A 社はチラシ等の印刷物を扱う印刷業者。営業活動をアナログで管理しており、ノウハウの属人化が今後の課題と認識。DX 推進における自社の立ち位置・課題を整理するため、DX 推進指標を活用。その結果、今後の対応策として、ノウハウの共有・業務可視化・データの即時反映ができるシステムを導入することにした。



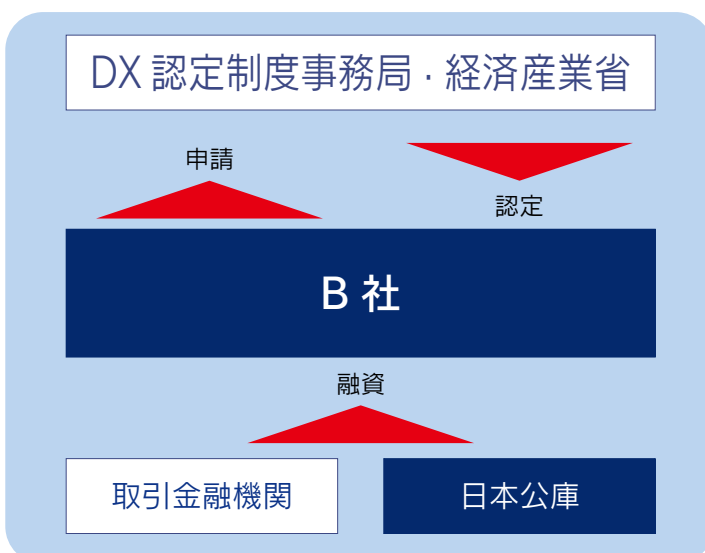
公庫は取引金融機関と連携して、システム投資に必要な設備資金を融資。

DX 推進指標の概要は、こちらをご確認ください。



ご融資のイメージ②（DX 認定を取得した計画に係る設備投資）

B 社は食品を扱う製造業者。採用難による人材不足に課題を感じている中、専門家に相談のうえ、生産ラインの自動化（産業用ロボットの導入）を計画。導入にあたり、企業の DX 戦略を改めて整理するために DX 認定を申請・取得。



公庫は取引金融機関と連携して、生産ラインの自動化に必要な設備資金を融資。

適用利率簡易表

見やすさの観点から簡略化しています。詳細は、支店までお問い合わせください。

● DX 推進指標活用計画書を作成し、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）から提供されたDX推進指標にかかるベンチマークレポートをお持ちの方	基準利率 -0.2%
● 産業競争力強化法第 68 条の規定に基づき認定を受けた技術等情報漏えい防止措置認証機関から、技術およびこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準に基づく認証を受け、設備投資を行う方 ● テレワークの導入等を行う方	特別利率①
○ 中小企業等経営強化法第 43 条により情報処理支援機関としての認定を受けた方 ● 情報処理の促進に関する法律第 31 条の規定に基づくDX認定制度の認定を受けた方（効力を有する認定に限ります。）	特別利率②
○ 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた方（土地は資金使途対象となりません。） ○ 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた方（土地は資金使途対象となりません。） ○ 特定半導体生産施設整備等計画の認定を受けた方（土地に係る資金は特別利率の対象となりません。）	特別利率③
● 上記以外の方	基準利率

※●について、設備資金の対象は限定されています。詳細は、支店担当者にご確認ください。

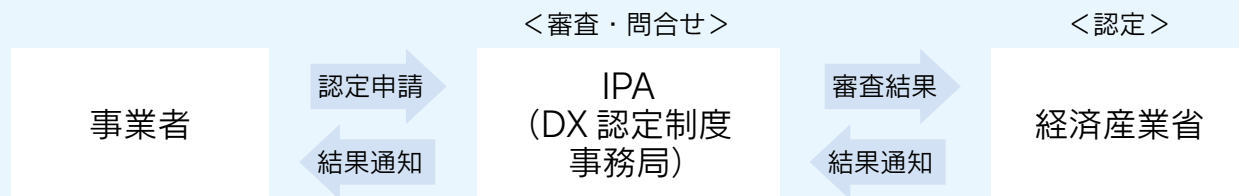
例：電子計算機（単体で導入する場合は除く）、周辺装置、端末装置、被制御設備、関連設備、関連建物・構築物等。

（参考）IT 活用促進資金の主な資金使途

設備資金	販売管理システム、工程管理システム
	産業用ロボット、CNC 旋盤
	データセンター取得に係る土地・建物
運転資金	ソフトウェアの制作および運用に必要な資金
	IT の活用のための人材教育に必要な資金
	IT の活用による売上増に伴う増加運転資金

DX 認定制度の概要

DX 認定制度とは、「情報処理の促進に関する法律」第 31 条に基づき、デジタルによって自らのビジネスを変革するためのビジョン・戦略・体制等が整った事業者を、申請に基づいて経済産業大臣が認定する制度です。



STEP
01

申請書類の作成

認定基準を満たす申請書を作成します。

- 企業の規模や業種を問わず、全ての事業者が対象となります。
- 認定申請や認定の維持に係る費用は全て無料です。
- 1年間いつでもオンライン申請が可能です。
- 認定基準の詳細は、下記二次元コードからご確認ください。

STEP
02

審査・認定

IPA (DX 認定制度事務局) での審査後、経済産業省で認定されます。

STEP
03

認定を受けた場合、下記のような支援措置が整備されています。

ロゴマークの使用

認定事業者がホームページや名刺等で、「自社が DX に取り組んでいる企業」であることを社内外に向けて PR するため、ロゴマークの使用が可能となります。

金融支援

日本政策金融公庫の特別貸付（金利の優遇）や中小企業信用保険法の特例措置（保証枠の拡大等）の対象になります。

助成金

DX 認定を受けた事業者は、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の対象になり、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等について助成を受けられます。



DX 認定の詳細は、
こちらをご確認ください。



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

制度の詳細
はこちら

